

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年2月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700200 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700114 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 2 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 6 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 2 日まで

私の夫 (訂正請求記録の対象者) の厚生年金保険の記録では、A社で昭和 53 年 9 月 30 日に資格喪失、C社 (現在は、B社) で同年 10 月 2 日に資格取得となっており、請求期間が被保険者期間となっていないが、夫は継続して勤務しており、途中で辞めたことはない。

調査の上、請求期間の厚生年金保険被保険者に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録及び陳述並びに同僚から提出された請求期間及びその前後の期間に係る給料明細書 (写) から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、請求期間当時、給料明細書の作成を担当していたとする同僚が、当時の従業員全員について、請求期間の厚生年金保険料を控除されていた旨陳述している上、同僚の一人から提出

された請求期間及びその前後の期間に係る給料明細書（写）によると、当該同僚は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿における訂正請求記録の対象者の昭和53年8月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主及び同社の合併先であるB社は、いずれも昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。